

入札公告

- ・次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年1月22日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 令和6年度大船渡病院除害設備保守点検業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立大船渡病院
- (5) 入札方法

(1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「設備の保守管理（その他）」において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (7) 盛岡市に本社があるか、沿岸広域振興局管内（大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町に限る。）又は県南広域振興局管内（奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、遠野市、一関市、平泉町、西和賀町に限る。）に本社、支店、営業所のいずれかを有していること。緊急の場合に即時対応出来るものであること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1
岩手県立大船渡病院総務課 電話：0192-26-1111 FAX：0192-27-9285
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (2) 入札説明書及び入札参加申請書（様式）等の配付期間
令和6年1月22日（月）から令和6年2月5日（月）の土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (3) ホームページアドレス
<https://www.pref.iwate.jp/iryoukyoku/oshirase/index.html>
岩手県トップページ>（県の機関）医療局>お知らせ

4 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和6年2月6日（火）午後5時までに3（1）の場所に提出しなければならない（郵送可）。
また、入札日の前日までの間において、岩手県立大船渡病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) （1）により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

5 質問書の受付及び回答方法

仕様書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和6年2月9日（金）午後5時までに、3に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者に対し令和6年2月16日（金）午後5時までにFAXにより送信する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和6年2月21日（水）10時00分 岩手県立大船渡病院 3階大会議室
(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

7 その他

- (1) 本入札は最低制限価格を適用する。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金
全部を免除する。
- (4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取

り消すものとする。

(8) その他 詳細については、入札説明書による。

入札説明書

岩手県立大船渡病院除害設備保守点検業務委託

岩手県立大船渡病院総務課

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立大船渡病院が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名
令和6年度大船渡病院除害設備保守点検業務委託

- (2) 業務の仕様その他明細
別紙「岩手県立大船渡病院除害設備保守点検仕様書」による。

- (3) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- (4) 履行場所
岩手県立大船渡病院

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「設備の保守管理（その他）」において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (7) 盛岡市に本社があるか、沿岸広域振興局管内（大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町に限る。）又は県南広域振興局管内（奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、遠野市、一関市、平泉町、西和賀町に限る。）に本社、支店、営業所のいずれかを有していること。緊急の場合に即時対応出来るものであること。

3 入札参加者に求められる事項

(1) 入札参加者は、次の書類を令和6年2月6日(火)までに平日の午前9時から午後5時までの間に15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について病院長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

ア 競争参加資格を証明する書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書(別紙「様式第1号」)
- (イ) 業務が履行できることの誓約書(別紙「様式第2号」)
- (ウ) 業務実績等に関する誓約書(別紙「様式第3号」)
実績が確認できる書類(契約書の写し等)

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 入札参加者は、本説明書(業務仕様書を含む。以下「説明書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。

4 質問書の受付及び回答方法について

本件入札に対して質問がある場合は、書面(様式は任意。FAXによる提出可)により令和6年2月9日(金)14時までに15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、質問者に対し令和6年2月16日(金)17時までにFAXにより回答する。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。
また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名(「岩手県立大船渡病院長」とする)
- (6) 入札参加者住所・氏名・印(委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印(頭書に「上記代理人」と記載))

7 入札及び開札の日時及び場所等

令和6年2月21日(水)10時00分 岩手県立大船渡病院 3階大会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめがある。

8 入札保証金に関する事項

全部を免除する。

9 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和6年2月13日(火)までにFAXにより通知する。

10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、岩手県医療局財務規程 第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とはならないこと。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- (4) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約又は県営建設工事に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし岩手県医療局財務規程第203条に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立大船渡病院に帰属する。
- (5) 「別添1（契約の保証について）」(1)の確認のため、別紙1「契約の保証に関する届出書」を落札後速やかに病院長に提出するものとする。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。
- (2) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。

(3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1

岩手県立大船渡病院総務課

電話 : 0192-26-1111 FAX : 0192-27-9285

別添1

○契約の保証について

(1) 落札者は、業務委託契約書案の提出とともに、以下の①から④のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

① 契約保証金納付に係る領収書

[注] ア 契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を病院長に提示すること。

イ 契約金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

[注] ア 契約保証金の金額に相当する医療局財務規程第204条に規定する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を病院長に提出すること。

イ 契約代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「岩手県立大船渡病院長 中野 達也」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、委託期間を含むものとすること。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとすること。

ク 契約金額の変更又は委託期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ケ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、病院長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

[注] ア 履行保証保険とは、保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の被保険者の欄には、「岩手県立大船渡病院長 中野 達也」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、契約金額の100分の5の金額以上とする。

カ 保険期間は、委託期間を含むものとする。

キ 契約金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ク 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、医療局財務規程第203条のいずれかに該当するときは、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(様式第1)

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

所在地又は住所
氏名（商号又は名称）
代表者氏名
電話番号
FAX番号

印

入札参加資格確認申請書

令和6年1月22日付けで公告のありました「令和6年度岩手県立大船渡病院除害設備保守点検業務」に係る一般競争入札に参加したく、確認をお願いします。

記

1 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 業務履行等調書

本手続きに係る担当者	
所 属	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX番号	

(様式第2)

誓 約 書

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 様

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名、印

令和6年度

岩手県立大船渡病院除害設備保守点検業務に関する業務委託の入札に参加するに当たり、下記のとおり当社の状況を報告します。

なお、本書の記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等

(1) 過去5年間における契約解除の有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては誠実に業務を履行する旨の誓約]

※注：有りの場合、契約解除通知を添付すること。

(2) 過去5年間における指名停止処分の有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては誠実に業務を履行する旨の誓約]

※注：有りの場合、指名停止通知を添付すること。

2 従業員の労働福祉の状況等

(1) 雇用時の最低賃金額（令和6年 月 日現在）

_____円 【 月額 ・ 日額 ・ 時間額 】

(2) 過去5年間における賃金未払いの有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては同様の事態を生じさせない旨の誓約]

(3) 社会保険制度への加入状況等

ア 加入状況 【 労働者災害補償保険 ・ 雇用保険 ・ 健康保険 ・ 厚生年金保険 】

イ 未納の有無 【 有り ・ 無し 】

(4) 従事者の過去1年間の健康診断の実施の有無及び令和6年度実施の有無

過去1年間の健康診断実施 【 有り ・ 無し 】

令和6年度実施予定 【 有り ・ 無し 】

※注：【 】内は該当するものに「」印を付すこと。

(様式第3)

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

所在地又は住所
氏名（商号又は名称）
代表者氏名
電話番号
FAX番号

印

業務履行等調書

次のとおり施行実績等を有することから、令和6年度岩手県立大船渡病院除害設備保守点検業務に係る契約の履行が確実に実施可能であることを誓約するため、下記のとおり業務実績等を報告します。

記

1 業務実績（過去2年間）

発注者	業務名	契約期間	備考
記載例) ○○病院長	○○病院○○業務	R5.4.1～R6.3.31	

注1：業務名は、契約書記載の件名（委託業務名）を記載すること。

実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。

2 業務に従事する資格者等

氏名	資格名	免状番号	備考
記載例) 岩手 太郎	○○士○類、 ○○設備士○類	岩 号・ 号	

3 本社・営業所の状況

本業務を担当する、営業所の所在地・専門技術者人数

所在地	有資格者（○○関連）

(委任状様式例)

委任状

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

委任者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人として、入札に関する次の権限を委任します。

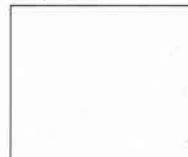
入札件名 令和6年度岩手県立大船渡病院除害設備保守点検業務

記

1 受任者

受任者
使用印

氏名



2 委任事項

- (1) 入札に関すること
- (2) 上記に附帯する一切の権限

(入札書様式例)

入 札 書

年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名)

(印)

件名 令和6年度岩手県立大船渡病院除害設備保守点検業務

億	千	百	十	万	千	百	十	一
一 金								円

(別紙1)

契約の保証に係る届出書

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

住 所

氏 名

印

下記1に掲げる業務については、下記2のとおり契約の保証を付すこととしたのでその旨届出します。

記

1 業 務 名 令和6年度岩手県立大船渡病院除害設備保守業務

2 契約の保証（該当するものに○印を付すること。）

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保の提供
- (3) 損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 損害をてん補する履行保証保険契約

岩手県立大船渡病院除害設備保守点検仕様書

- 1 保守点検作業対象項目及び数量等は、別紙（その1）のとおり。
- 2 受託者は、上記設備の機能保持のため、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに必要に応じて専門技術者及び作業員等を派遣し、別紙（その2）の保守点検作業内容により実施する。

なお、点検日時については、電気設備及び空調設備等の点検と関連する設備については、関係者と事前に打ち合わせを行い、保守点検実施計画書を作成し、病院と協議のうえ決定する。
- 3 保守点検業務場所
大船渡市大船渡町字山馬越10番地1 岩手県立大船渡病院
- 4 受託者は、下水道除害設備及び院内汚水設備に精通した主任技術者1名と補助員1名を選任し、届出承認を受けるものとする。
- 5 受託者は24時間体制で臨み、不具合に対し、院内業務に影響を及ぶことを最小限に留めることとする。
- 6 保守点検対象設備の故障等緊急の場合は、即座に技術者等を派遣し、修理等を実施するものとする。やむをえず応急処置をしたときは、事後速やかに適正な方法による処置をしなければならない。なお、受託者が費用を伴う作業等を要する場合の処置については、契約当事者が協議して定めるものとする。
- 7 点検、調整、整備は、病院の保守担当係員（以下「係員」という。）の了解又は立会いのうえで完全に実施し、点検終了後速やかに調整の良否、点検後の所見、点検者の氏名等必要な事項を記載し、押印し、写真等資料を添付した報告書を提出し、係員の確認を得なければならない。
- 8 次にあげる費用は、受託者の負担とする。
 - (1) 上記点検等に必要な工具、測定器等。
 - (2) 明らかに受託者の責任に起因する故障、破損等のため機器の取替え等を行う場合。

除害設備保守点検対象項目及び機器名称

別紙（その1）

No. 1

作業内容	回数	機器名称	機器仕様	数量	関係法規等その他備考
除害設備点検					
(1) 検査系排水 処理施設	1回／月	処理能力 28m ³ /日 原水貯槽 原水ポンプ 中和槽 監視槽 攪拌機 PH計 薬注ポンプ 薬注タンク 制御盤 バスケットスクリーン	RC造 SUS水中ポンプ 50φ×0.4KW SS400. 900W×800L×100H 0.2KW ガラス電極 ダイヤフラム式 PVC200L SUS. 300W×400L×300H	1基 2台 1槽 1槽 2基 2組 2台 2台 1面 1枚	下水道法第21条 下水道法第21条の2
(2) 感染系排水 処理施設	1回／月	処理能力 5m ³ /日 原水槽 沈殿分離室 接触ばつき室 原水ポンプ 感染プロアー 薬注ポンプ 薬注タンク 計量装置 残留塩素計	FRP製 FRP製 FRP製 50φ×0.4KW 20φ×0.2KW ダイヤフラム式 PVC200L 280W×550L×300H. FRP製 1ヶ	1基 1槽 1槽 2台 1台 1台 1台 1組 1ヶ	下水道法第21条 下水道法第21条の2
(3) 人工透析・ 解剖室排水処理施設	1回／月	処理能力 5m ³ /日 原水槽 第1接触ばつき槽 第2接触ばつき槽 原水ポンプ 原水プロアー ばつきプロアー 計量装置	FRP製 FRP製 FRP製 50φ×0.4KW 20φ×0.2KW 32φ×0.75KW 280W×550L×300H. FRP製	1基 1基 1基 2台 1台 2台 1組	下水道法第21条 下水道法第21条の2
(4) 廉房排水 処理施設	1回／月	沈殿分離槽 濾過槽 原水ポンプ 油水分離装置 SSフィルター	FRP製 FRP製 50φ×0.4KW FRP製 400W×500H	3槽 1槽 2台 5槽 2基	下水道法第21条 下水道法第21条の2
(5) 雨水湧水処理	1回／年	濾過装置	殺菌装置付	1式	法定外

保守点検作業内容

保守点検作業は原則として、「建築保全業務共通仕様書」（建設大臣官房官庁営繕部監修）に準ずる。

1 法定（準法定含む）

除害設備点検

- (1) 「下水道法」に基づく点検とする。
- (2) 中和処理施設においては、装置全体の点検及びPH電極の校正を行うこと。またPH複合電極2個／年を取替のこと。
- (3) 透析排水処理施設においては、装置全体の点検及びBODの水質分析を行う。
- (4) 廉房排水処理施設においては、装置全体の点検及びPH、水温透視度、汚泥、スカム厚の測定を行うこと。また、油脂吸着材は4回／年取替えのこと。
- (5) 汚水取りは、別途とする。
- (6) 消耗品雑材料は含む。

2 法定外検査

雨水湧水処理装置点検

- (1) 濾過剤等交換は、別途とする。
- (2) 消耗品雑材料は含む。

3 保守点検作業内訳は別紙のとおり

保守点検作業内容内訳

別紙（その2）

設備等名称	作業項目	点検回数
I 検査系排水処理設備		
1 スクリーン装置	(1) 異物性状確認	1回／月
	(2) 異物、スクリーンかす除去作業	
	(3) 機能点検	
2 原水貯槽	(1) 槽内異物流入、浮遊物有無確認	1回／月
	(2) 異物等除去作業	
	(3) 原水ポンプNo.1・2揚水量等機能点検	
	(4) 絶縁抵抗及び電流測定	
	(5) 原水性状確認及びPH測定	
3 中和槽及び監視槽	(1) 滞留状況確認及び攪拌状況確認	1回／月
	(2) PH制御装置の機能点検及び校正	
	(3) 各攪拌機作動確認・絶縁抵抗及び電流測定	
	(4) PH計センサー部電極交換・校正（年度末交換）	1回／年
	(5) PH記録チャート紙交換（隨時）	隨時
4 中和装置(酸及びアルカリ溶液注入装置)	(1) 各タンク液貯留量確認及び追加補充（隨時）	隨時
	(2) 各注入ポンプ機能点検及び注入量確認・調整	1回／月
	(3) 電機部電流及び絶縁抵抗測定	
	(4) 薬液貯留タンク損傷の有無点検	
5 流量表示装置	(1) 流量確認、機能点検	1回／月
6 自動三方弁	(1) 作動状況確認	1回／月
7 電気機器制御盤	(1) 制御盤内の湿気の有無確認	1回／月
	(2) 結線・接続状況、計器、SW類の機器作動確認	
II 感染系排水処理設備		
1 スクリーン装置	(1) 異物性状確認	1回／月
	(2) 異物、スクリーンかす除去作業	
	(3) 機能点検	
2 原水ポンプ槽	(1) ポンプ揚水状況確認	1回／月
	(2) ポンプ絶縁抵抗及び電流測定	
	(3) 原水及び薬液注入ポンプの機器作動確認	
3 沈殿分離槽	(1) 異物流入有無確認	1回／月
	(2) 汚水の沈殿分離状況点検、汚水性状確認	
4 接触ばつ気槽(好気反応槽)	(1) ばつ気状況確認、空気量確認・調整、発泡有無、状況確認	1回／月
	(2) ばつ気プロアの絶縁抵抗及び電流測定	
	(3) ばつ気プロアの作動確認（潤滑オイル量、駆動ベルト損傷の有無、エアクリーナーの点検清掃、交換他）	
5 沈殿槽	(1) スカム浮上有無等確認、スカム除去作業	1回／月
6 処理水放流槽	(1) 残留塩素検出計の機器作動状況確認	1回／月
7 現場理化学試験	(1) 流入水、ばつ気槽水、処理水各検体色相、臭気、水温、PH、透視度	1回／月
	及び残留塩素濃度測定	
8 電気機器制御盤	(1) 制御盤内の湿気の有無確認	1回／月
	(2) 結線・接続状況、計器、SW類の機器作動確認	

保守点検作業内容内訳

別紙（その2）

設備等名称	作業項目	点検回数
III 人工透析・解剖室排水処理施設		
1 スクリーン装置	(1) 異物性状確認	1回／月
	(2) 異物、スクリーンかす除去作業	
	(3) 機能点検	
2 原水ポンプ槽	(1) 槽内異物流入、浮遊物有無確認	1回／月
	(2) 異物等除去作業	
	(3) 原水ポンプNo. 1・2揚水量等機能点検	
	(4) 絶縁抵抗及び電流測定	
3 接触ばつ気槽（好気反応槽）	(1) ばつ気攪拌状況確認、発泡有無、空気量確認・調整	1回／月
	(2) ばつ気プロアの作動確認（潤滑オイル量、駆動ベルト損傷の有無、エアクリーナーの点検清掃他）	
	(3) ばつ気プロアの作動確認（潤滑オイル量、駆動ベルト損傷の有無、エアクリーナーの点検清掃他）	
4 汚水計量装置	(1) 汚水流入量確認、異物等除去	1回／月
5 接触ばつ気槽（第1槽、第2槽）	(1) ろ材状況確認（生物膜の状況、ばつ気旋回流及びばつ気強度の確認、調整、逆洗作業）	1回／月
	(2) 発泡有無、状況確認	
	(3) ばつ気プロアの作動確認（潤滑オイル量、駆動ベルト損傷の有無、エアクリーナーの点検清掃他）	
	(4) ばつ気プロアの作動確認（潤滑オイル量、駆動ベルト損傷の有無、エアクリーナーの点検清掃他）	
6 沈殿槽	(1) スカム浮上有無等確認、スカム除去作業	1回／月
7 消毒槽	(1) 消毒剤の処理水との接触状況確認、調整	1回／月
	(2) 消毒剤の残量確認及び追加補給	
8 現場理化学試験	(1) 流入水、ばつ気槽水1・2、処理水各検体色相、臭気、水温、PH、透視度及び残留塩素濃度測定	1回／月
9 電気機器制御盤	(1) 制御盤内の湿気の有無確認	1回／月
	(2) 結線・接続状況、計器、SW類の機器作動確認	
10 放流水質分析検査	(1) 流入水 BOD、SS、PH	4回／年
	(2) 処理水 BOD、SS、PH、大腸菌群数	
IV 廉房排水処理設備		
1 沈殿分離槽	(1) 槽内浮遊物有無確認	1回／月
	(2) 異物等除去作業	
	(3) 沈降汚泥引抜き作業	
	(4) 流入污水性状（スカム厚測定）確認	
2 濾過槽	(1) 槽内浮遊物有無確認	1回／月
	(2) 異物等除去作業	
	(3) 沈降汚泥引抜き作業	
	(4) 流入污水及び処理水性状確認	
3 油水分離装置	(1) 槽内浮遊物有無確認	1回／月
	(2) 異物等除去作業	
	(3) 流入污水及び処理水性状確認	
4 原水ポンプ槽	(1) 槽内異物流入、浮遊物有無確認	1回／月
	(2) 異物等除去作業	
	(3) 原水ポンプNo. 1, No. 2揚水量等機能点検	
	(4) 絶縁抵抗及び電流値測定	
5 SSフィルター	(1) 油脂吸着状況、污水性状確認	1回／月

保守点検作業内容内訳

別紙（その2）

設備等名称	作業項目	点検回数
6 油脂吸着マット(プロッター)交換、処分	(1) 再生又は交換作業 (3ヵ月に1回6個交換、廃材処分料含)	4回／年
7 水質分析検査	(1) 処理水 BOD、SS、N-ヘキサン抽出物質	4回／年
V 雨水・湧水処理設備（4月実施）		
1 雨水、湧水流入前処理槽	(1) 異物流入有無確認 (2) 異物等除去作業	1回／年
2 濾過・沈渣槽	(1) 異物流入有無確認 (2) 異物等除去作業	1回／年
3 移送ポンプ槽	(1) 異物流入有無確認 (2) 異物等除去作業 (3) 移送ポンプNo. 1・2揚水量等機能点検 (4) 絶縁抵抗及び電流測定 (5) ポンプ稼働時間確認、記録	1回／年
4 中和装置（アルカリ）	(1) 薬液タンクの損傷の有無確認 (2) 各タンク貯留量及び補充量確認・補充 (3) PH計作動状況確認、PH指示値確認 (4) PH計電極校正（PH7、PH4） (5) PH計電極交換、調整	1回／年
5 雨水・湧水消毒装置	(1) 次亜塩素注入装置の機能点検、注入量点検、調整、次亜塩素量確認、 補給 (2) 次亜塩素タンクの損傷の有無確認	1回／年
6 電気機器制御盤	(1) 制御盤内の湿気の有無確認 (2) 結線・接続状況、計器、SW類の機器作動確認	1回／年

検査系排水処理施設保守点検報告書

岩手県立大船渡病院長様

令和年月日	記録時間 時 分	TEL FAX
天候	気温 °C	点検担当者 印

点検箇所	作業項目	状況
バスケットスクリーン	異物流入(有・無) スクリーンかす除去 済	良・否
原水貯槽	異物流入(有・無) 槽内浮遊物{有(多・少)・無}	良・否
中和槽	点検 滞留確認 異常(有・無)	良・否
監視槽	点検 滞留確認 異常(有・無)	良・否
酸タンク	貯流量(補充・確認) 注入量 cc/分	良・否
アルカリタンク	貯流量(補充・確認) 注入量 cc/分	良・否
流量計	リットル/分	良・否

点検作業項目					
番号	機器名	電流	機器作動状況	絶縁抵抗	総合
1	原水ポンプNo.1	A	揚水状況(良・否)	MΩ	良・否
2	原水ポンプNo.2	A	揚水状況(良・否)	MΩ	良・否
3	中和槽攪拌機	A	点検・調整	MΩ	良・否
4	監視槽攪拌機	A	点検・調整	MΩ	良・否
5	酸注入ポンプ	A	注入量(調整・確認)	MΩ	良・否
6	アルカリ注入ポンプ	A	注入量(調整・確認)	MΩ	良・否
7	PH計		作動状況(良・否)		良・否
8	電動三方弁		作動状況(良・否)		良・否

薬品名	貯留量	補充量	PH作動状況	中和槽	監視槽		
酸(希硫酸)	ℓ	ℓ	P H 計 指 示				
アルカリ(苛性ソーダ)	ℓ	ℓ	PH電極標準液校正(PH4・PH7)点検・調整				

制御盤	盤内湿気(有・無)接続状況(良・否)	盤内各機器故障(有・無)	(良・否)
<特記事項> PH5.8~8.6			

検印					

感染系排水処理施設保守点検報告書

岩手県立大船渡病院長様

令和年月日	記録時間 時 分	TEL FAX
天候	気温 °C	点検担当者 印

点検箇所	作業項目	状況
原水ポンプ室	バスケットスクリーンし渣の除去	良・否
	消毒剤注入量 ml/分	良・否
沈殿分離室	異物流入(有・無)	良・否
接触ばつ氣室	ばつ氣状況(良・不良) 空気量調整 発泡状況(有・無)	良・否
沈殿室	スカム浮上{有(多・少)・無} スカム除去	良・否
放流水室	残留塩素検出電極作動状況(良・不良)	良・否

点検箇所	色相	臭気	水温	pH	透視度	残留塩素
流入水	色	臭	°C		cm	mg/l
接触ばつ氣室	色	臭	°C		cm	mg/l
処理水	色	臭	°C		cm	mg/l

番号	機器名	電流	機器作動状況	絶縁抵抗	総合
1	感染プロア	A	ばつ氣状況(良・不良)	MΩ	良・否
2	原水ポンプNo.1	A	揚水状況(良・不良)	MΩ	良・否
	原水ポンプNo.2	A	揚水状況(良・不良)	MΩ	良・否
3	薬液注入ポンプ	/	注入状況(良・不良)	MΩ	良・否

制御盤	盤内湿気(有・無)接続状況(良・否)盤内各機器故障(有・無)	(良・否)
(特記事項)	処理能力 5m³/日	

検印					

人工透析・解剖室排水処理施設保守点検報告書

岩手県立大船渡病院長様

令和年月日	記録時間時分	TEL FAX
天候	気温 °C	点検担当者 印

点検箇所	作業項目	状況
バスケットスクリーン	異物流入(有・無) スクリーンかす除去 濟	良・否
原水槽	異物流入(有・無) 槽内浮遊物{有(多・少)・無}	良・否
計量装置	m³/時	良・否
接触ばつ氣第1室	ろ材の状況(良・不良) 発泡状況{有(多・少)・無}	良・否
接触ばつ氣第2室	ろ材の状況(良・不良) 発泡状況{有(多・少)・無}	良・否
沈殿室	スカム浮上{有(多・少)・無} スカム除去	良・否
消毒室	接触量調整 濟 消毒剤補給量 kg	良・否
汚泥抜取り	バキューム手配(必要・不必要)	良・否

点検箇所	色相	臭気	水温	pH	透視度	残留塩素
流入水	色	臭	°C		cm	
接触ばつ氣第1室	色	臭	°C		cm	
接触ばつ氣第2室	色	臭	°C		cm	
処理水	色	臭	°C		cm	mg/ℓ

点検作業項目						
番号	機器名	電流	機器作動状況	絶縁抵抗	総合	
1	原水ポンプNo.1	A	揚水状況(良・不良)	MΩ	良・否	
	原水ポンプNo.2	A	揚水状況(良・不良)	MΩ	良・否	
2	原水槽プロア	A	ばつ氣状況(良・不良)	MΩ	良・否	
3	ばつ氣プロアNo.1	A	ばつ氣状況(良・不良)	MΩ	良・否	
	ばつ氣プロアNo.2	A	ばつ氣状況(良・不良)	MΩ	良・否	

制御盤	盤内湿気(有・無)接続状況(良・否)盤内各機器故障(有・無)	(良・否)
(特記事項)	処理能力 5.0m³/日 放流水質 BOD 300mg/ℓ以下 S S 100mg/ℓ以下 pH 5.8~8.6	

検	印

厨房系排水処理施設保守点検報告書

岩手県立大船渡病院様

令和年月日	記録時間 時 分	TEL FAX
天候	気温 °C	点検担当者 印

点検箇所	作業項目		状況
原水槽	槽内浮遊物 [有(多・少)・無]	オイルボール発生(有・無)	
沈殿分離槽	槽内浮遊物 [有(多・少)・無]	除去の必要 (有・無)	良・否
	沈降汚泥引抜 (要・不要)	槽内性状	良・否
ろ過槽	槽内浮遊物 [有(多・少)・無]	除去の必要 (有・無)	良・否
	沈降汚泥引抜 (要・不要)	槽内性状	良・否
油脂分離装置	乳化油混入 (有・無)	再生・交換 (要・不要)	良・否
	処理水の性状		良・否
SSフィルター	油脂吸着状況確認		良・否
油脂吸着マット	再生・交換 (要・不要)		良・否

機器名	電流	機器作動状況	電流	総合
原水ポンプNo.1	A	揚水状況 (良・不良)	MΩ	良・否
原水ポンプNo.2	A	揚水状況 (良・不良)	MΩ	良・否
制御盤	盤内湿気 (有・無)	盤内各機器故障 (有・無)		良・否

処理水	水温	pH	透視度
	°C		cm

(特記事項)

検印					

雨水沈砂槽排水処理施設保守点検報告書

岩手県立大船渡病院長様

令和年月日	記録時間 時 分	TEL
天候	気温 °C	FAX 点検担当者 (印)

点検箇所	作業項目	状況
雨水舛	異物流入(有・無)	良・否
沈砂槽	消毒剤注入量 ml/分	良・否
移送ポンプ槽	異物流入(有・無)	良・否
アルカリタンク	ばつ気状況(良・不良) 空気量調整 発泡状況(有・無)	良・否
滅菌剤タンク	スカム浮上{有(多・少)・無} スカム除去	良・否

点検作業項目					
番号	機器名	電流	機器作動状況	絶縁抵抗	総合
1	移送ポンプ No.1	A	揚水状況(良・不良)	MΩ	良・否
2	移送ポンプ No.2	A	揚水状況(良・不良)	MΩ	良・否
3	アルカリ注入ポンプ		注入状況(良・不良)	MΩ	良・否
4	滅菌剤注入ポンプ		注入状況(良・不良)	MΩ	良・否

番号	薬品名	貯留量	補充量	番号	PH計作動状況	良・否
1	アルカリ(苛性ソーダ)	ℓ	ℓ	1	PH計指示	
2	次亜塩素酸ソーダ	ℓ	ℓ	2	PH計電極標準液校正(PH4・PH7)点検・調整	

制御盤	盤内湿気(有・無)接続状況(良・否)盤内各機器故障(有・無)	良・否
(特記事項) PH 5.8~8.6		

検印					